

かたり通信

福井から原発を止める裁判の会開催の学習会報告

◆発行:福井から原発を止める裁判の会◆

■代表:中嶋哲演 事務局長:嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせはこちらまで…

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷町 14-1 へ

■弁護士事務局連絡先:笠原一浩弁護士 ♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18 口座名:福井から原発を止める裁判の会

みどり法律事務所 (0770-21-0252) 記号:00760-6 番号:108539

♠ホームページ:<http://adieunpp.com> (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード!)

SINCE MAY 2012



2020 年 12 月 5 日 「裁判の会」第 14 回学習会の報告

ハイブリッド Zoom 学習会です!
翌日なのに!

井戸弁護士が語る! 大阪地裁判決も解説!

今回の学習会は、原発関連の訴訟のみならず市井の様々な「事件」と丁寧に向き合っておられる井戸謙一弁護士を講師として、「2020 年の原発裁判と大津地裁での闘いの展望」という演題でお話をお願いしていました。ところが、前日の 12 月 4 日に大飯 3・4 号機設置変更許可処分取消訴訟で原告勝訴判決が出されたことから、急きよその内容も盛り込んでくださいました。井戸先生は「もしかして、大阪地裁判決の翌日ということで日程を組んだのでは」とつぶやいておられましたが、このタイミングは偶然です。でも話の約 4 割が大阪地裁判決の解説となり、極めてタイムリーな学習会となりました。サテライト会場を福井県内の福井市と敦賀市に設置し、約 60 名の方々が熱心に視聴されました。

脱原発に向けた行動のための一助としてご一読ください。なお文責はすべて編集子にあります。

2020 年の原発裁判と 大津地裁での闘いの展望

滋賀弁護士会所属

井戸 謙一 弁護士

■昨夜、内容を一部追加しました!

実は当初作成したパワーポイント原稿にはなかったのですが、昨日の大阪地裁の住民側勝訴判決を受けて、昨夜急きよ大幅に内容を切り替えました。それで本日は、以下のような内容で話をしたいと思います。

- (1) 原発問題 2020 年回顧
- (2) 広島高裁決定、大阪地裁判決の紹介
- (3) 各地の訴訟でクローズアップされてきた問題点
- (4) 滋賀訴訟の報告(大津地方裁判所)
- (5) 2021 年、原発問題はどうか

■2020 年を振り返ってみます

私なりに今年の主な出来事を振り返ってみました。

昨日の大阪地裁の判決があったことで、今年は年の最初と最後に素晴らしい判決が出されたこととなります。その他に東京地裁への六ヶ所村再処理工場の運転差止めを求める宗教者による提訴、広島地裁への伊方3号機の運転差止めを求める新たな仮処分、大阪地裁へのコロナ関連の仮処分、大阪地裁への株主代表訴訟、そして名古屋地裁へのいわゆるバックフィット訴訟など新たな訴訟・仮処分も提起されています。以下をご覧ください。

- ▶1/17 広島高裁 伊方3号機運転差止仮処分決定!!!!
- ▶2/19 四国電力 保全異議申立て
- ▶2/26 女川3号機設置変更許可
- ▶3/9 全国の宗教者が東京地裁に六ヶ所再処理工場の運転差止めを求めて提訴
- ▶3/11 伊方3号機の運転差止めを求める新たな仮処分申立て
- ▶5/18 大阪地裁にコロナが落ち着くまで原発の運転の差止めを求める仮処分申立て
- ▶6/16 大分の伊方3号機仮処分即時抗告取下げ
- ▶6/23 大阪地裁に株主代表訴訟提訴
- ▶7/6 仙台地裁 女川原発の再稼働に対する同意差止め仮処分申請を却下
- ▶7/29 六ヶ所再処理工場設置変更許可
- ▶10/5 大阪地検、関西電力役員の裏金問題の告発を受理
- ▶10/5 住民が国(原子力規制委員会)を相手取り、名古屋地裁に、高浜3、4の運転停止命令の義務付けを求めて提訴
- ▶10/23 仙台高裁 再稼働同意差止め却下決定に対する即時抗告を棄却
- ▶11/3 関西電力の稼働原発ゼロに
- ▶12/4 大阪地裁 大飯原発行政訴訟 設置許可処分取消判決!!!!

これらの中で、1月の伊方3号機に関わる広島高裁仮処分決定と昨日の大阪地裁判決に焦点を当てて、

その意義を説明していきたいと思います。

＊編注▶広島高裁仮処分決定については、当初、四国電力伊方原発から50キロ圏内にある瀬戸内海の島の住民3人が山口地裁岩国支部に2017年3月3日に運転差止めの仮処分を申し立てる。2019年3月15日に岩国支部は申立を却下。住民側が即時抗告し、広島高裁で審理が行われていた。

■広島高裁決定の意義

この裁判では、火山のリスクと活断層の有無が争点になりました。後者については、具体的には原発の沖合600mの佐多岬沿岸に中央構造線の活断層があるかどうかということでした。四国電力は、詳細な海上音波探査をしており、一部の専門家の十分な調査を行ったという意見も踏まえて活断層は存在しないと主張。住民側は2017年に国の地震調査研究推進本部が行った断層帯の長期評価において、「現在までに探査がなされていないために活断層と認定されていない。今後の詳細な調査が求められる。」とした調査報告を根拠に、活断層が存在するという学説も踏まえて、活断層の存在の可能性は否定できないと主張。可能性が否定できないならば、運転の差止めが認められるべきと訴えました。

それに対して四国電力側は「絶対的安全性などは求められていない。相対的安全性で良いのだ」という主張をしました。これはどこの原発訴訟でも事業者側はそのような主張をするのですが、100%の安全性というのはどれだけ安全性を高めても理念的に不可能ですから、それを求めたら、それだけが理由で日本の原発は運転できなくなる。日本の法律が原発の運転を認めている以上、絶対的な安全性は求められていないというのが事業者側の主張ですし、そのような結論になるのはやむを得ないと私も思いますけど、ここで裁判所は住民側が主張した理念、これを採用することは現実的に不可能であるけれども、原発の「具体的危険性の有無を判断するに当たり、その理念ないし精神に則った解釈適用が必要となることは否定できない。」と言って、具体的には「ある問題について専門家

の間で見解が対立している場合には、支配的・通説的な見解であるという理由で保守的でない設定となる見解を安易に採用することがあってはならない。」と判決で述べています。「保守的」というのは安全側という意味ですから、「保守的でない設定」とは安全側でない設定ということになります。これまでの裁判で、ある科学的論点について住民側の立場に立って意見を出してくれる専門家もいらっしゃるのですが、事業者側の立場に立つ専門家の方が有名であることや肩書もあることから、裁判所は結局は中身よりもそういう形式的なことで事業者側の見解を採用してしまうことがありがちだったのですが、広島高裁は住民側に立つ専門家の意見が仮に少数派であったとしても、その合理性を否定できない以上はそれを取り入れなければいけない、という一般論を述べて、この中央構造線についてはそれが活断層でないと判断することはできない、と結論付けて住民側の主張を認めました。これは原発訴訟の色々な争点について通用する考え方です、こういう考え方で裁判所が個々の争点について判断してくれれば、住民側の主張が認められる余地がいったん広がる。広島高裁がこういう考え方を採用したというのは非常に大きな意義があると思っています。

■そして昨日の大阪地裁判決

既に大きく報道もなされていて、判決要旨などはご覧になっていらっしゃるかもしれませんが、バラツキの問題が争点となりました。これは多くの差止め裁判でもそうですが、大津地裁の訴訟でも大きな争点のひとつとなっています。これについて規制委員会の判断の違法を認めたというのは、他の原発訴訟に与える影響は非常に大きいと思います。これが大阪地裁行政部における判断だというのは実は大きいですね。地方裁判所の中でも最高裁が最も重要視するのは東京地裁です。その次に重要視しているのが大阪地裁です。その中でも行政部の配置というのは、まさに国が地方公共団体を勝たせるのか、負かせるのかという事件、つまりある意味で国の政策の根幹に関

わるような事件も来るわけですから、そこに配置する裁判官というのはそれなりに当局(最高裁)の目からみて信頼できる裁判官しか配置しないです。今回裁判長になった森鍵一(もりかぎ はじめ)さんという人は、最高裁の行政部というところで最高裁の勤務歴もある人です。大阪地裁へ来る前は那覇地裁の民事部の総括だったのです。辺野古の問題をはじめいろんなことが起きている時期に、沖縄に最高裁が送り込んだ人なのです。現に辺野古の埋め立ての差止めを求める裁判では、住民側の請求を退けているのです。そして大阪にやってきて大阪地裁行政部の部総括になる。そういう人がこういう判決をしたということは大きな意味があると思うのです。他の原発訴訟を担当している裁判官が差止めを認めようかと考えたときに、大阪地裁の行政部の部総括が認めたということは心理的に与える影響は大きいと思います。このことは、これらかの裁判の判決の流れを変えていくエポックメイキングな判決になるのではないかと、という感じがしています。どうして彼がそういう判断ができたかということについては、もちろん原告団・弁護団の方々の努力は大きいわけですが、背景としては原発を止めて他の発電方法へという流れ、それに原発のコスト高と再生可能エネルギーのコストダウン、小さな事故の頻発、関電裏金問題等により原発はもう不要なのではないかという社会的雰囲気徐徐に浸透しているということがあると思うのです。そういったことが背景にあって森鍵裁判長がこの判決を出したということがあると思います。住民側が勝つ可能性はかなりあるとは予想していました。そして私は昨日の午後 3 時過ぎにこのニュースを聞いて非常に嬉しかったのですが、そのときには「いよいよ原発の終わりが始まったな」という感じがしました。おそらく将来、過去を振り返ったときにこの大阪地裁判決がひとつのきっかけになった、というふうになるような気が私はいたします。

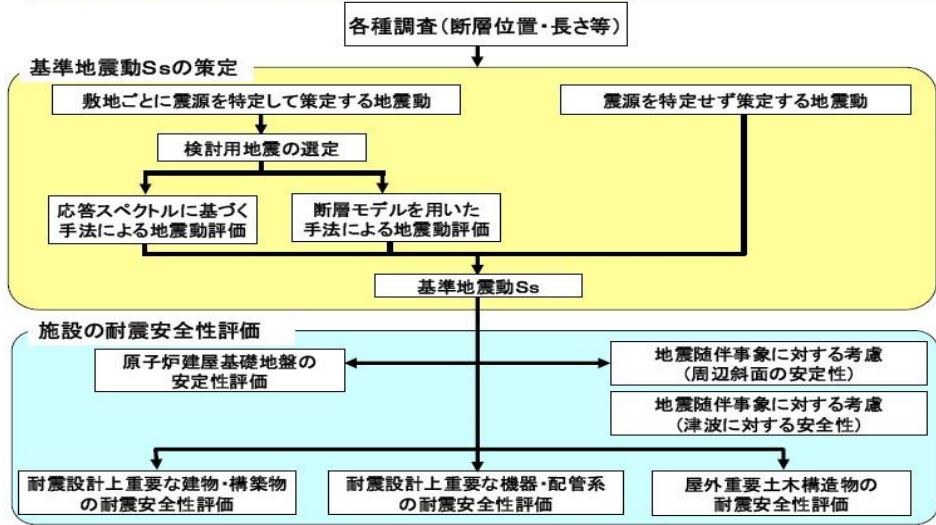
■「バラツキ」問題とは？

そこでこのバラツキの問題について説明するために

2. 耐震安全性評価の基本方針

2007. 4. 4
耐震・構造設計小委員会

耐震安全性評価全体フロー



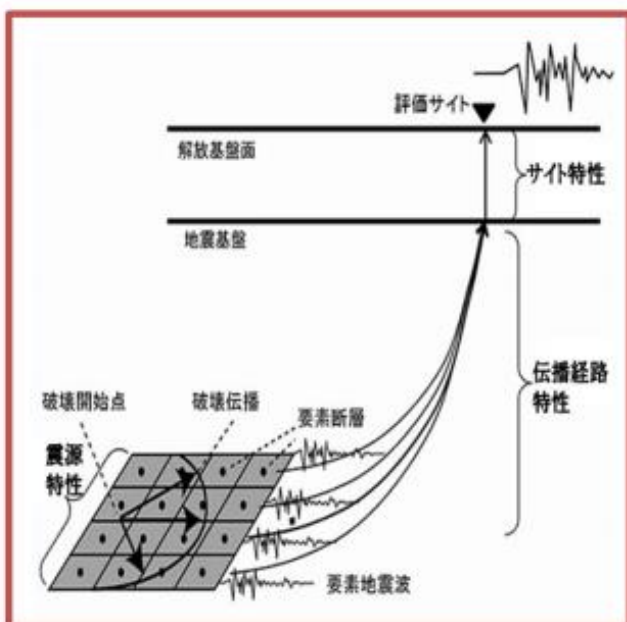
は、その前段階において基準地震動の策定方法について説明する必要があります。基準地震動というのは、特定の活断層が活動したときにどれだけの揺れが原発サイトで起こるのかということと、把握できていない活断層が動いたときにどれだけの揺れが来るのかということの2通りを考えるわけですが、前者の特定の活断層が活動したときの揺れについては、「応答スペクトルに基づく手法」というのと「断層モデルを用いた手法」という2つの方法を原則としてやらなければならないことになっています（上図参照）。その上で基準地震動を決めるわけです。そして原発サイトでの揺

れというのは3つの要素に分けて考えなければいけないことになっています。ひとつは「震源特性」で、その活断層の長さとか幅、それを掛けた面積、つまり地下でずれる岩盤の面積です。それから断層の角度がどれくらいなのか。地下3キロから地下20キロまで断層があるとして、震源断層面の面積は垂直の場合と斜めの場合とは違ってきます。それから岩盤が

ずれた時にその力が原発サイトまで伝わっていく場合に距離があれば減衰していくわけですが、どういう割合で減衰していくかという伝播特性というのがあります。さらに原発サイトの直下まで揺れが伝わったときに、地表に近づくにしたがって地盤が軟弱になり、揺れの振幅が大きくなります。原発直下のサイトの特性によってどの程度その振幅が増幅されるかというサイト特性があります。この3つの要素を考慮する必要があります（左下の図参照）。

■どの部分に関係する「バラツキ」か？

それで今回の判決の「バラツキ」問題はどこに関係するかということですが、規制委員会が作っている「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」（以下「基準地震動ガイド」）というのがあります。このガイドというのは設置許可申請が事業者から提出されたときに、規制委員会が許可を出すかどうかを判断する基準なのです。それがこの基準地震動ガイドなのです。ここで震源を特定する地震動において、震源特性パラメータを設定しなければいけないと書いてあります。つまり先ほどの「震源特性」の要素を決めなければいけない。この震源特性パラメータの設定をするときには「経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲が十分に

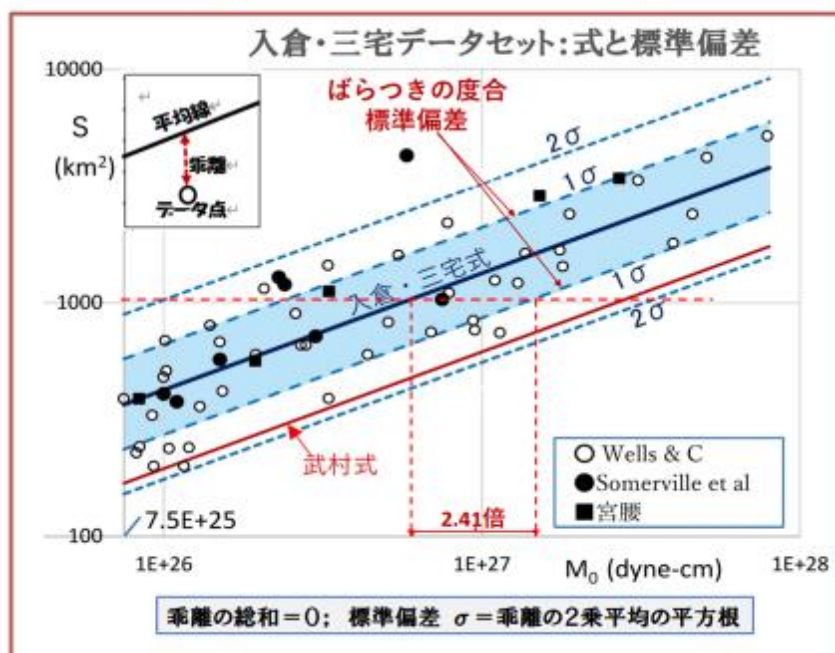


検討されていることを確認する。その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある。」と書いてあるのです。結局震源特性でこの岩盤が動いたときにどれだけのマグニチュードの地震が発生するかということをここで算定するわけですが、例えば 10 キロの長さの活断層が動いたときにこれだけ、20 キロだったらいくつ又は震源の面積はこれだけだったらいくつというふうに計算するわけです。そのための計算式は既にできていて、過去のデータから作っているわけです。10 キロの長さの活断層が動いたときにマグニチュード 6.0、6.5 あるいは 6.8 の地震が発生した。そういうデータをたくさん集めてきてその平均を出します。それを整理したものを経験式と呼びます。この経験式を用いて特定の活断層が動いたときの地震規模、すなわちマグニチュードを決めるわけです。応答スペクトルに基づく地震動評価の場合には断層の長さからマグニチュードを決める松田式というのをを使うのが通常の方法です。他にもいろいろな式があるのですが、一番有名なのが「松田式」

です。断層モデルを用いた地震動評価の場合には、断層面積から地震モーメントを決める「入倉・三宅式」というのを使います。地震モーメントからモーメントマグニチュードを出す計算式がありますので、「入倉・三宅式」でマグニチュードを決めると言ってもよいかと思います。大飯原発については、応答スペクトルではなくて断層モデルだけを用いた手法を使うということに関西電力はしています。なぜかという応答スペクトルに基づく手法というのは、活断層が原発サイトに近いと適用できないということになっているのです。大飯原発というのは FO-A～FO-B～熊川断層が震源を特定して策定する対象活断層なわけですが、これがあまりに原発サイトに近いものですから、応答スペクトルに基づく手法は使えないということになっていて、断層モデルだけでやっています。断層モデルでは入倉・三宅式が経験式となります。今回の大阪地裁判決はこの入倉・三宅式だけを対象にして論じています。入倉・三宅式というのは縦軸が断層面積、横軸が地震モーメントです。左下のグラフの黒丸と白丸が個々の観測データなのです。例えば縦軸で断層面積

が 100 平方キロの場合には過去の地震データではいくつかバラツキのあるデータが存在するわけです。その平均値をとっているのが入倉・三宅式です。これは小山先生のパワーポイントファイルから借用した拡大図ですが、非常にバラツキがあることが分かります。この 1000 平方キロの断層面積の活断層が動いたときにどれだけのモーメントマグニチュードが発生しているかという、バラツキに 10 倍くらいの差があります。薄く網がかかっているのが 1 標準偏差の範囲です。例えば FO-A～FO-B～熊川断層が動いたときにどれだけのモーメントマグニチュードが発生するかという、関西電力は入倉・三宅式で計算しているわけですが、実際には

拡大図



それよりもはるかに大きなモーメントを発生する可能性があるわけです。その可能性について関西電力は全く検討していなかったということなのです。

■大阪地裁判決の審理の経過

今年(2020 年)の 1 月 30 日に裁判所が、バラツキというのを考慮しなければいけないのではないかとある程度心証を開示してせめて平均値よりも 1 標準偏差(バラツキの平均値)分だけでも強いモーメントというものを計算してみるべきではないか、その数値を出せというふうに国に求めたわけです。そして 4 月 24 日に国が回答してきた結果は 812 ガルだった。実は大飯原発について関電が決めている基準地震動は 856 ガルなんです。これにさらに 1 標準偏差を加えろと裁判所は言ったのです。ですから誰もが少なくとも 1000 ガルとか 1100 ガルにはなると考えていました。原告側が試算をしてみたら、1150 ガルになったそうです。ところが国は 1 標準偏差を加えたら 812 ガルとかえて低くなりましたという報告をしてきた。どういうことかということ、この 856 ガルを関電が出すにあたっては、「不確かさ」というのを考慮しています。関電の言い分によれば、「不確かさ」を考慮すれば、「バラツキ」は考慮する必要はないという

のです。国も同様の主張をしていたわけですから。「バラツキ」で 1 標準偏差を加えるならば、「不確かさ」は考慮しませんと言うのです。「不確かさ」なしで、「バラツキ」を考慮すれば 812 ガルになるというのが国の主張です。これはさすがに裁判所が考えていたこととは全く違うやり方だったはずで。裁判所はそんなことをこの 1 月 30 日に求めていたわけではないと思うのですね。そういういきさつがあったので、これは期待が持てるなと思っていただけたわけ。左下の表が関電が主張する「不確かさ」の考慮です。例えば断層傾斜角が垂直の場合と 75 度の場合、原則は垂直と考えているけれどもひょっとすると傾斜しているかもしれない。そうすると断層面積は広くなる。あるいは破壊伝播速度が平均とは違うとか、断層の中でも硬く固着しているアスペリティの配置がどこにあるのかも揺れが大きくなる方向で考えるなど、そういう不確かさの考慮をしていると関電は主張している。その中でも一番大きく影響するのがこの「短周期の地震動レベル」というものです。アスペリティという強く固着しているところの応力降下量が短周期という周期の短い部分の地震動レベルに直結すると考えられていて、これが基準地震動の数値に直接影響する要素なのです。応力降下量というのは、断層が動く前では歪みにより力が

蓄えられていて、断層がずれることによってその力が解放される・・・その解放された力のことです。これを 1.5 倍にしたということです。しかし新規基準では、これは原則的に 1.5 倍にしないといわれている部分なのです。その背景を説明します。2007 年の中越沖地震の際に東京電力の柏崎・刈羽原発で基準地震動は 450 ガルだったのに 1699 ガルというとても

不確かさの考慮

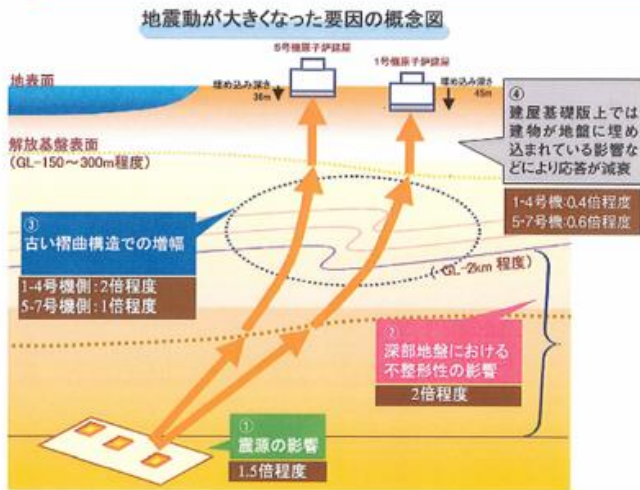
FO-A~FO-B~熊川断層において考慮している地震動評価ケース

考慮した不確かさ	短周期の地震動レベル	断層傾斜角	すべり角	破壊伝播速度 V_r	アスペリティ配置	破壊開始点	断層面積
基本ケース	レシビ平均	90°	0°	$V_r=0.72\beta$	①断層ごとに敷地近傍に配置	9箇所	951
短周期の地震動レベル (新潟県中越沖地震の知見を反映)	レシビ平均×1.5倍	90°	0°	$V_r=0.72\beta$	①断層ごとに敷地近傍に配置	9箇所	951
断層傾斜角	レシビ平均	75°	0°	$V_r=0.72\beta$	①断層ごとに敷地近傍に配置	9箇所	1003
すべり角	レシビ平均	90°	30°	$V_r=0.72\beta$	①断層ごとに敷地近傍に配置	9箇所	951
破壊伝播速度 V_r	レシビ平均	90°	0°	$V_r=0.87\beta$	①断層ごとに敷地近傍に配置	9箇所	951
アスペリティ配置	レシビ平均	90°	0°	$V_r=0.72\beta$	②敷地近傍に一塊(正方形)	5箇所	951
	レシビ平均	90°	0°	$V_r=0.72\beta$	③敷地近傍に一塊(長方形)	5箇所	951

黄色 : 不確かさを独立して考慮するパラメータ 水色 : 不確かさを重畳して考慮するパラメータ

地下構造調査の重要性(1)

2007年中越沖地震の際の柏崎刈羽原発



ない揺れを記録しました。この図はその調査結果を表したものです。調査の結果、3つの原因があるとされました。ひとつは震源の影響で1.5倍、二つ目は深部地盤が不整形であったことで揺れが2倍になった、三つ目は古い褶曲構造で1～4号機側で2倍、5～7号機側で1.5倍に増幅された。これらが総合されて基準地震動の4倍くらいの揺れが生じたというのです。この震源の影響というのは原因は分かりません。分からないけれども従来考えられていたものの1.5倍の揺れが震源から発生したということがあったので、規制委員会は短周期レベルの揺れは1.5倍にしないと言っているのです。関西電力はこれが不確かさの考慮だと主張しています。本来する必要はないのだけれど、不確かさを考慮する意味で1.5倍にしたんですよ、と言っている。これは大津地裁での訴訟でも同様です。ところが国はこの1.5倍を止めて、標準偏差を考慮したんです。だから812ガルにしかならなかった。そういう経緯があったので、住民勝訴が期待されていて、期待通りの判決が出た。

■大阪地裁はどう判断したか？

関西電力は、震源断層面積を入倉・三宅式に当てはめて計算した地震モーメントをそのまま震源モデルにおける地震モーメントとした。平均値より大きい方向

にかい離することは当然あり得るわけですが、これを考慮する必要があるかについて検討もしていない。原子力規制委員会もその必要性を検討していない。関電はこれについてどういう主張をしていたかという、他の部分で保守的に対応したと主張しているのです。ひとつは三連動を考慮したと言っています。関電は当初、FO-A～FO-Bは連動するけれども、熊川断層は連動しないと主張していました。規制委員会がこれは3つ同時に動く可能性があるからそれを考慮しなさいとこれは当時の規制委員会委員長代理の島崎邦彦さんがかなり

強く迫って、関電はかなり抵抗したのですが、最後はしぶしぶ認めました。これが三連動を考慮したということです。もうひとつは地震発生層の上端、つまりずれる岩盤の一番上が地下何キロかという問題で、関電は地下4キロだと主張していたんですが、これも規制委員会が3キロにすべきだと言って、最終的に関電はそれを了解したんです。3キロになったらどうなるかということ、震源断層面積がその分だけ広くなりますから地震動は大きな可能性があるわけですから断層面の角度も安全側に立って考慮したというわけです。これらを考慮しているから「バラツキ」は考慮しなくても良いのだというのが関電の主張です。これは大津地裁でも同様の主張をしています。裁判所はこれに対して、「バラツキ」はこれらのこととは局面が異なり代替できない、と判断しており、仮に代替し得るとしても、この考慮がバラツキの考慮を不要とするかとの観点からも検討されていない、としています。

そもそもバラツキの考慮が求められているのは、同じ震源断層の広さでもモーメントが違うということなんです。三連動を認めるとか、地震発生層の幅をどうみるか、断層の傾斜をどうみるかということとは、それによって震源断層面の面積が変わってくるわけです。ですからFO-A～FO-B～熊川断層に入倉・三

宅式を適用するとき、それらの要素によって震源断層面の面積が決まるわけです。関電の主張というのは震源断層面積をいくらにするかという部分での考慮なのです。仮にそれらを考慮して例えば 1000 平方キロとなったときに、それでも実際に起きた地震のモーメントにこれだけ違いがある。これを考慮しなさいというのがバラツキの考慮であって、三連動とか地震発生層の幅というのは局面が違います。それから被告国側の主張というのは先ほどの 812 ガルです。1 標準偏差を考慮しても 812 ガルしかないというのが国の主張です。裁判所は、本件申請と異なる前提に立つもので採用できない、としました。これらのことから、原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程は、経験式の適用に当たって一定の補正をする必要があるか否かを検討せずに、漫然とこれに基づいて地震モーメントの値を設定したという点において過誤・欠落があるものというべきである、と判決の中で述べているわけです。こういう判断内容なので、他の原発訴訟でも十分援用できる内容です。

■その他の争点

ただし注意しなければならないのは、手放しで喜べない部分があることです。一部の原告については訴えを却下しています。なぜかという設置許可取消を求めることができるのは、事故が起こったときに被害を受ける人だとしている。どれだけの被ばくを受ける人かということについて基準を設けている。それは、原発事故による予想被ばく量が 20mSv 以上の原告についてはこの設置許可の取り消しを求めることができる、それ以下の被ばくしか予想されない原告については訴えを却下した。20mSv というのは日本の法律では何の根拠もなく、日本政府が福島事故後に勝手に学校再開の基準とか避難の基準として持ち出してきたものです。この判決は ICRP が 20mSv だと言っていることを根拠にしていますが、ICRP というのはイギリスの単なる NPO に過ぎなくて、何の権威を持っているわけではない。それに従って 20mSv を持ち出してきたのは注

意が必要であるし、それ以外の争点については原告側の言い分を退けています。例えば大飯原発サイトの F6 断層が活断層であるという主張も退けました。天正大津波等があったのだから、それ相当の対策をすべきだという原告の主張も退けています。認めたのはこのバラツキ問題だけということです。裁判官の意識として、いくつもの争点の中でひとつ認めればそれで結論は出るわけなので、あえて 2 つないし 3 つ認める必要はなかろうという意識になるのは分かりますが、別の争点について住民側の主張が認められなかったということは他の裁判に悪い影響があり得るということは注意しておく必要があるかと思います。

■行政訴訟であることの意味

他の裁判への影響ということで、行政訴訟と民事訴訟の比較するために下のような表を作りました。この裁判は行政訴訟で相手は国です。請求内容は設置許可処分取り消しです。今、行われているほとんどの訴訟は民事訴訟です。相手は事業者で請求内容は運転の差止めです。何が違ってくるかというと、行政訴訟では争点は設置許可処分が違法かどうかです。民事訴訟の方は、原告の人格権侵害の具体的危険があるかどうかです。どういう審理をするかというと、行政訴訟では新規基準が合理的かどうかということと基準に適合しているとする規制委員会の判断が適

行政訴訟と民事訴訟

行政訴訟	民事訴訟
- 被告は国 - 請求内容は、設置許可処分取消 - 争点は、設置許可処分が違法か否か - 新規基準が合理的か、基準に適合しているとした原子力規制委員会の判断が合理的かを判断する(伊方最高裁判決の枠組み)。 - 基本設計の安全性だけが審理の対象となる(「制御棒の挿入時間問題」は外された。)	- 被告は事業者 - 請求内容は、運転差止め - 争点は、原告の人格権侵害の具体的危険の有無 - 具体的危険がないことの立証に代えて、基準が合理的で、その基準に適合していることを立証できる(伊方最高裁判決枠組みの借用) - 基準や適合性判断が不合理でも、人格権侵害の具体的危険がないということが可能

正かどうかを判断します。これは伊方最高裁判決が提示した判断枠組みそのままですね。民事訴訟の方は具体的な危険の有無を判断するわけですが、具体的な危険がないことの立証に代えて基準が合理的であってその基準に適合していることを立証すれば具体的な危険がないことを立証したことになるという考え方を裁判所はとっています。つまりこれは、伊方最高裁判決の判断枠組みを採用しているわけです。伊方最高裁判決は行政訴訟なので、それを民事訴訟に借用しているという言い方をします。どちらが不利とか有利とかいうのは難しいのですが、特徴として行政訴訟の方は設置許可処分の対象となることしか争点にできない。設置許可処分の対象となるのは基本設計の安全だけなんです。今回の大阪の裁判でも大阪の原告団・弁護団は制御棒の挿入時間を問題にしました。地震が来たときに制御棒が入るのが間に合わないのではないかとすることを主張したのですが、これは基本設計の安全性の問題ではないということで全く判断されませんでした。ただこういう問題は民事訴訟であれば事故に直結する問題ですから、争点となるわけです。

ところが民事訴訟で困るのは基準や適合性判断が不合理であっても、人格権侵害の具体的な危険がないと判断することが可能なのです。

例えばバラツキの考慮をしていないから、規制委員会の判断としては違法であっても、他のところで保守的な対応をしているから人格権侵害の具体的な危険がないということは可能です。こういう考え方が使われたのが火山問題が争点となった福岡高裁宮崎支部での川内原発の判決です。規制基準は不合理だと判断したんだけど、破局的噴火というのはほとんどあり得ないことなので社会的通念上はそれによって人格権侵害の具体的な危険があるとは言えないと

いうことで住民側敗訴となりました。ということなので、今回の判決は行政訴訟だということは念頭におく必要があると思います。

■美浜 3 号機や高浜でも問題となる！

この判決はおそらく全国の原因に影響すると思われます。当面特に美浜 3 号機については関西電力が同じ手法を使っています。美浜 3 号機の基準地震動は 933 ガルです。1 標準偏差を考慮すれば小山先生の計算では 1333 ガルになる。したがって美浜 3 号機の再稼働に際してもこのことは大きな問題になっていくのではないかと思います。

それから関西電力は大飯原発では断層モデルで入倉・三宅式しか採用していないので、入倉・三宅式のバラツキの問題でしたけれども、他の原発では松田式のバラツキも大きな問題になってきます。高浜では松田式を使っています。大津地裁の訴訟ではこの松田式についても議論しているので、それを紹介させていただきます。

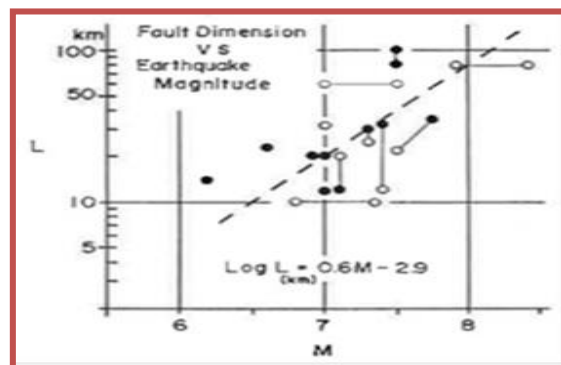
松田式というのは断層の長さ L とマグニチュード M との関係を表す式なのです。下のグラフでは縦軸が断層の長さ L 、横軸がマグニチュード M です。過去の 14 の地震データの平均式が松田式です。この $\text{Log } L = 0.6M - 2.9$

影響は松田式にも

○は地表断層長
●は観測記録から推定される震源断層長

原告準備書面
(2)27頁

松田式(1975年 日本の内陸部の地震14個のデータの平均式 乙全105)



地表断層長と M の関係には大きなバラツキがある。長さ10kmで $M7.3$ (1894年庄内地震)、長さ12kmで $M7.4$ (1943年鳥取地震)

被告は、推定震源断層長と M の関係式とすればバラツキは小さいと主張するが、**推定震源断層長は、地震が起きる前には分からない。**

本件各原発において検用地震として採用された各活断層には、観測記録はない。

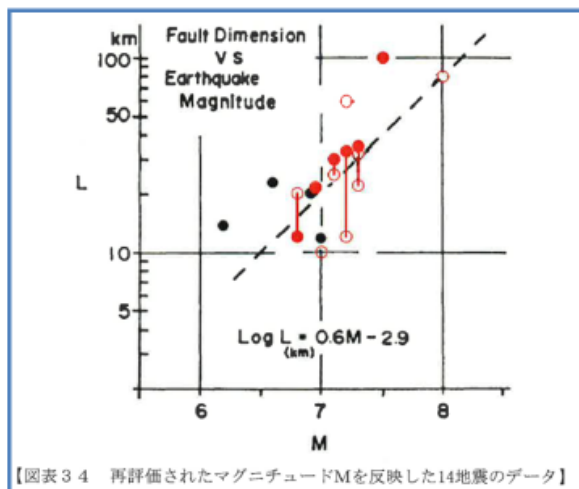
M-2.9 というのが松田式です。この過去のデータで●と○があるのですが、○は地表に表れた断層の長さ、●は記録から推定される震源断層の長さです。地表に表れているのは震源断層の一部ということが多いので、●の方が長くなるんですね。しかし○も●も大きくばらついてます。これについて大津地裁の裁判では我々原告はどういう主張をしているかというと、同じ断層長でもマグニチュードは1の範囲でばらついていると主張しています。1というのは32倍です。これを考慮しなければならない。平均像ではだめだと言っている。被告はどう言っているかというと、地表断層の長さとの関係式としてみればばらついているけれども、観測記録から推定される震源断層長との関係式としてみればバラツキはほとんどないと主張しています。下図が被告の出してきた準備書面の図です。松田式というのは1970年代のデータによって作られているのですが、その後さらに地震についての研究は進んでいて、松田先生が取り上げた14の地震についても震源断層の長さが見直されています。その見直しされたデータをプロットしたのがこのグラフです。赤丸が見直し後のデータです(白抜きの○から●に見直し)。これは関電の社員の原口

さんという人が松田式をさらに修正したものなのです。赤丸(●)はだいたい松田式の平均値の線に近くなっていて、だからほとんどバラツキはないんだと主張しています。我々が主張しているのは、修正後でもこの線から右側に丸があるということは、マグニチュードが大きいものがあるではないかということと、地表の断層長と地下の震源断層の長さは一致しないということです。地震が発生する前には、過去の地震の痕跡としての地表の断層の長さは把握できても、そのときに震源断層がどれだけ動いたかはいくら地表を調べても分からない。だから地表断層の長さや震源断層の長さは一致しないと主張しているのに対して、関西電力は一般論としてはそれを認めるのですが、若狭地域では地表断層の長さや震源断層の長さはほぼ対応しており、地表断層の長さを調査することによって震源断層の長さは把握できると言っているのです。なぜか。被告関西電力は、地盤が固いから分かる、と主張している。これだけなんです。実証的なデータは何も出していません。

次頁の上の図は1995年の兵庫県南部地震のときの断層の模式図です。震源断層は60キロちかくあったのですが、地表に断層が現われたのは淡路島・明石

海峡のわずか10キロ程度に過ぎない。でも関電は若狭地域ではそれはないのだと強弁するわけです。次頁の下図はウェルズとコッパースミスというアメリカの有名な学者が書いた「マグニチュード、断層長さ、断層幅、断層面積および表面変位の間の新しい経験的關係について」という論文の中に出てくる、地表の断層と地下の断層の長さとの関係のグラフです。縦軸が地表に現れた断層長で、横軸が地下の断層長です。地上

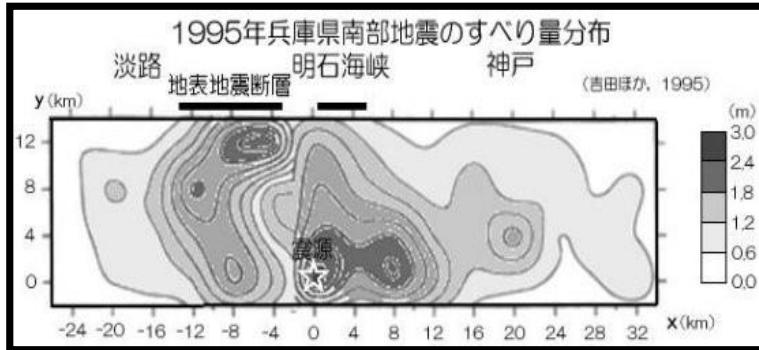
被告社員原口氏による観測記録からの修正結果(乙全133)



それでも14地震のうち2地震は、Mが松田の式を超えている。

被告準備書面(16)199頁

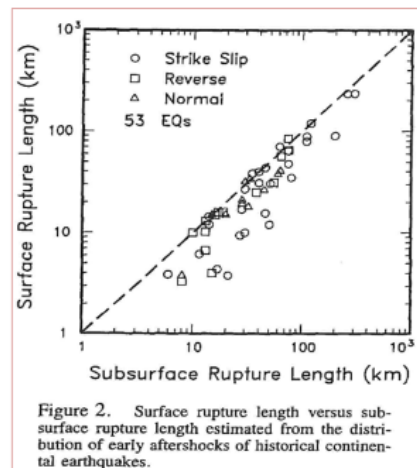
阪神大震災でも地表地震断層が現れたのは僅か 10km



原告準備書面(2)28頁

「マグニチュード、断層長さ、断層幅、断層面積および表面変位のための新しい経験的関係について」

Donald L. Wells
Kevin J. Coppersmith
【甲全476の1、2】



歴史的な大陸地震の初期余震分布から推定される地震表面断層長さ対地下断層長さ

と以下が同じであればプロットはこの斜めの線上に並ぶわけです。ただほとんどがこの線よりも右に来ているということは、地下の方が長いことになります。大阪地裁で問題となったバラツキの問題がこのように大津地裁でも争点化されているということです。

■「樋口理論」

大阪地裁判決の解説はこれくらいにして、各地の訴訟でクローズアップされてきた論点を 3 つ紹介させていただきます。ひとつは「樋口理論」です。福井地裁の裁判長だった樋口さんが弁護士登録されないで、原発の運転を差し止めるという運動に尽力されています。いろんなところに呼ばれて講演をされていて、

地震の問題についての樋口さん独自の考え方というのをいろんな形で公表されています。これを何とか訴訟に取り込めないかということで、今、樋口理論に基づく裁判というのが行われています。それが冒頭で申し上げた広島の新しい仮処分です。それから宗教者の方々が東京地裁に提訴した核燃サイクルの訴訟もこの樋口理論が根幹になっています。樋口理論の肝は細かい技術論争には入らないということです。細かい技術論争は裁判所が理解できない、そうすると被告側の言い分に従っておけば無難かという発想になってしまう。だから裁判所が判断できる常識的な主張で裁判をすべきだということです。その骨子は以下のとおりです。

- (1) 地震の予知(時期だけでなく規模も)はできない。強震動学は仮説にすぎない。
- (2) 過去最大の揺れに備えるべき。
- (3) 全国で、原発の基準地震動をはるかに上回る揺れが多数発生している。その原発に基準地震動を超える地震が来ないなどは到底言えない。
- (4) 電力会社は、解放基盤表面は岩盤であり揺れが小さくなると主張するが、過去の事例ではそうでない(2007 年の中越沖地震における東京電力の柏崎刈羽での揺れは例外的)。

(5) ハウスメーカーが建てる住宅の方が高い耐震性を有している。

そして次頁の図です。これは広島地裁での伊方原発の仮処分のプレゼンに使われたものです。伊方 3 号機は基準地震動が 650 ガルです。ですがここ 20 年ほどで 1000 ガルあるいは 2000 ガルを超える地震動がたくさん発生しています。最大は岩手・宮城内陸地震の 4022 ガルです。こんな状況で 650 ガルで良いなどというのは全く根拠がないことを示す図です。三井ホームの高級な住宅は 5115 ガル、普通のものでも 4176 ガル、住友林業は 3406 ガルの揺れにそ



なお、家は「構造躯体」の維持が図れば良い。これに対し原発は、「動的機能」が維持されなければならない。

それぞれ耐えられる。伊方 3 号機の基準地震動は三井ホームの高級な住宅が耐えられる地震動のわずか 8 分の 1 に過ぎない、ということを広島では主張されています。ただ注意しなければいけないのは、単に建物が倒れるかどうかという問題ではないということです。三井ホームの上位住宅では仮に 5115 ガルを超える地震動がくればこれは壊れるということです。では 650 ガルを超える地震が来て伊方 3 号機の建屋が壊れるかといえはおそらく壊れないでしょう。この基準地震動というのはそれだけの揺れが来ても原発のいろんな機能が維持できるための数字なわけです。住宅は構造躯体が維持されればよい。その基準としてこの 5000 ガルとか 4000 ガルとかいうものがある。原発は構造躯体さえ維持できればよいということではなくて、安全確保のための動的機能が維持されなければいけない。それがこんな 650 ガルという低い値でいいはずがない。比較するものが若干異なるということは理解していただく必要があると思います。

■基準地震動とは？

ここで基本的なことについて確認しておきます。原発における基準地震動というのは解放基盤表面における地震動だということです。解放基盤表面とは何かというと、「表層及び構造物がないものとして仮想的に設定する自由表面で著しい高低差がなく、ほぼ水平で相当な広がりをもって想定される基盤の表面」と定義づけられています。VS = 700 m/S 以上となっています。ここで VS の S は地震の横揺れのこと、V は速度です。この横揺れの波が毎秒 700m 以上という硬い岩盤を想定するわけです。「地震基盤」

広島仮処分プレゼン

というのは、VS = 3000m/S 以上という非常に硬い岩盤を通して地表に到達するわけですが、その途中にこの解放基盤表面というのがあります。軟弱な地盤のところではこの解放基盤表面を地下数十メートル又は数百メートルというところに設定することになります。新潟県にある東京電力の柏崎・刈羽原発では解放基盤表面がかなり深いところに想定されています。そうするとこの軟弱地盤を地震波が通る場合は、解放基盤表面から原発サイトの地上に達するまでの間

図 8 解放基盤表面と地表面の揺れの比較

事 例	当該地震	解放基盤表面の地震動	周辺の観測地点での地震動
①女川原発	2005 年 8 月 16 日 宮城県沖地震	375 ガル	560 ガル
②志賀原発	2007 年 3 月 25 日 能登半島地震	490 ガル	543 ガル
③柏崎刈羽原発	2007 年 7 月 16 日 新潟県中越沖地震	1699 ガル	496 ガル 758 ガル 793 ガル 1018 ガル
④女川原発	2011 年 3 月 11 日 東北地方太平洋沖地震	580 ガル	633 ガル 675 ガル 933 ガル
⑤福島第一原発	2011 年 3 月 11 日 東北地方太平洋沖地震	675 ガル	504 ガル 922 ガル

にさらに増幅するんですね。福井県の若狭地方の原発は、基本的に地盤が硬いので解放基盤表面はほとんどが標高 0 メートルです。解放基盤表面というものはそういうものだということを理解していただいた上で、下の表をご覧ください。電力会社が言うように解放基盤表面の揺れと地表面の揺れが違うのかというと、過去の例をみればそんなに変わらないのではないか、ということを樋口さんは言っておられます。2005 年の女川原発では解放基盤表面の地震動は 375 ガル、周辺の観測地点の地震動は 560 ガルで約 1.5 倍程度。2007 年の能登半島沖地震のときの志賀原発では前者が 1.1 倍程度。東北地方太平洋沖地震のときの女川原発は一番揺れた場合で 1.6 倍くらいでしょうか。福島第一原発では 675 ガルと 922 ガルですから 1.4 倍程度。極端なのは新潟県での中越沖地震のときで、柏崎・刈羽原発では解放基盤表面で 1699 ガルが地表はせいぜい 1000 ガルです。普通は地盤が軟弱だと地震波の振幅が大きくなり、地震動は大きくなるのですが、あまりに軟弱なためにかえって地震動が小さくなってしまったということのようです。ですから解放基盤表面の揺れが地表の揺れよりもずっと小さくなるんだということは言えないことが過去の例で分かります。

■避難計画の不備

クローズアップされてきた論点の 2 つ目は、事故の際に避難できないのは差止めの理由にならないのか、という論点です。今までいくつも判決が出ていますが、ほとんどの裁判で合理的な避難計画が立てられないということを原告側は主張しています。これに対して、合理的なんだということで原告の主張を否定した判決もいくつかありますけれども、ほとんどの判決はその判断に入っていません。それはなぜかというと、そもそも過酷事故が起こる具体的危険がないのだから、避難計画の合理性については判断するまでもないというのが理由です。女川原発について首長に同意の差止めを求めた仮処分でも一審は、女川原発について過酷事故が起こる危険性について主張立証をして

いないから、そもそも同意の差止めを求める権利はないという形で棄却されています。

この問題は、今大阪地裁で新型コロナウイルスが流行している間は原発を止めよという仮処分が起こされていますけれども、そこで大きな争点になっています。つまり過酷事故が起こる可能性があることを立証しないとだめだということになるとこの仮処分は門前払いになってしまうわけです。大阪地裁での申立ては、とにかく新型コロナウイルスが流行っている間は避難ができないのだから原発を止めよ、という申立てです。避難計画の合理性が中心的な争点になってくるわけです。住民側は、原発は深層防護の考え方で安全対策をとるのが国際基準であると主張してきました。深層防護というのは、「異常の発生を防止する」、「拡大を防止する」、「拡大しても過酷事故に至らせない」、「過酷事故に至ってもその進展を防止する」、「そして人を守る」という 5 層ですね。前段否定・後段否定というのがこの考え方の肝で、前段階で対策を採っているから、後段階は十分でなくてもよい、又は後の段階が十分対策を採っているから前の段階は十分でなくてもよい、という考え方は許されないということです。前段階も失敗する可能性がある、後段階も失敗する可能性があるという考え方でひとつひとつの段階の対策をとらなければならないということなのです。避難計画というのは第 5 層ですから、第 4 層までが全部破られるという前提で第 5 層の対策を採らなければいけない。これが深層防護の基本的な考え方です。このような対策が採られていなければ具体的な人格権侵害の危険性があるというのが住民側の主張なわけです。事業者側は避難ができないというだけでは、人格権侵害の具体的危険があるとは言えないと反論しているわけです。いま住民側は、深層防護というのは原発の安全思想として国際的に認められている考え方ですけれども、万一のときに救命設備のない危険物の使用が許されないのは原発に限らず、他の危険物の使用に関しても共通する社会通念であるということを主張しています。例えば脱出シユートのない飛行機の運行が許されるのかというと、

これは航空法と同法施行規則によって許されないですね。どんなに飛行機の安全を高めても、脱出シュートがない限り、飛ばすことはできない。救命ボートのない船舶が航行できるかという、これは船舶安全法と小型船舶安全規則によりできないです。どんなに船舶の安全性を高めても、救命ボートを積んでいなければ、船舶の航行は許されない。どんなに原発の安全性を高めても、やはり万が一ということを考えて人的被害を出さないための対策を採っていないければ、その危険物の運搬・使用は許されない、それが社会通念であって、原発についても同じ考え方が適用されるべきだと住民側は主張しています。各地の裁判所で避難計画の問題を争点にしているのですが、裁判所はなかなかこの問題を取り上げない。何とか打ち破っていきたい争点のひとつです。

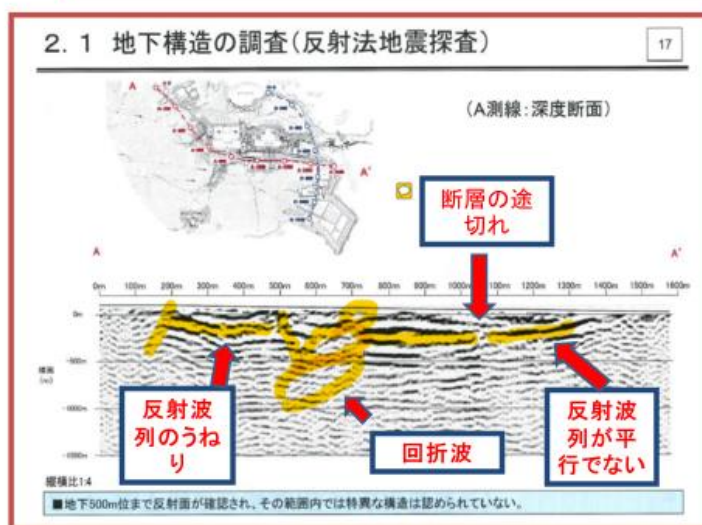
■三次元探査の必要性

3 つ目の論点は原発サイト地下の三次元探査の必要性についてです。原発の敷地の地下構造がどうなっているのかは、非常に大事なわけですね。中部電力の浜岡 5 号機では地下に低速度層があったため、駿河湾沖地震で 5 号機は大きな揺れを記録した。中越沖地震のときの東京電力の柏崎・刈羽発電所での地震動の増幅も褶曲構造によるものですが、そういうものを事業者は事前に把握していないわけです。そういうことで地震動が増幅されるなどということは東電も中部電力も考えていなかったわけです。そういう経験を踏まえて、事前に正確に原発サイトの地下構造を把握する必要がある。新規制基準でもそのことは書いてあって、基準地震動ガイドには「地盤モデルの設定に当たっては解放基盤面の位置や不整形性も含めた三次元地盤構造の設定が適切であることを確認する。」「三次元

地盤構造は、敷地における複数個所のボーリングデータや物理検層データ、原位置試験データ、地震観測記録等を基に十分な範囲と深度の情報に基づいて設定されていることを確認する。」となっている。あるいは地質調査ガイドでは「地下構造が成層かつ均質と認められる場合を除き、三次元的な地下構造により検討されていることを確認する。」「施設の位置における基礎地盤調査は、二次元又は三次元の物理探査等を適切な手順と組合せで実施されていることを確認する。」となっているわけです。「地下構造が成層かつ均質と認められる場合」は二次元の評価でもよいけれども、原則三次元の調査をしなければいけない、というのは新規制基準の考え方なのです。

ところが、関電も他の電力会社も二次元の調査しかしていません。下図は反射法地震探査という調査手法の結果ですが、地面に音を発生する機器を並べて、その音が層に変化があるところで跳ね返ってくるわけです。その音を把握して地下構造を調べるというものです。これは大飯原発の 3,4 号機の地下構造ですけれども、この地図上の 2 つの線でしか反射法地震探査はしていないのです。二次元の探査しかしていない。関電はこの調査で大飯原発の地下は水平・成層構造であることが分かった、としている。ところが物理

**関電は、反射法地震探査を二次元でしかしない。
測線はわずか2本**



関電の「特異な構造が認められない」というのは、科学的事実から逸脱した虚偽の判断である。

田村八州夫先生の指摘
甲全442

探査学会の田村八州夫先生は反射波列のうねりがあり、回折波があり、断層の途切れがあり、反射波列が平行でないなど事業者の判断は異常だと主張し、「関電の「特異な構造が認められない」というのは、科学的事実から逸脱した虚偽の判断である。」と言っています。関電の評価とは全く違う。

三次元探査というのは 1970 年代から開発されている技術で、実は簡単にできるということです。これは石油探査のために開発された技術です。石油がどこにあるか調べるわけです。ここだとなるとピンポイントでそこを掘る。はずれると莫大な損害が出るので、石油のある地点を高い精度で把握しなければならない。そのために技術が進展したわけです。この分野での第一人者は元京大教授の芦田譲先生です。政府の審議委員など要職におられた方で、2000 年代から政府に対して原発敷地で三次元探査をすべきだと提言してられました。原子力安全保安院にも提言してられたそうです。だけどそれがずっと無視されてきた。

芦田先生によれば二次元探査はX線写真、三次元探査はCT写真のようなものだそうです。下図は三次元探査の結果を二次元上で再現したものです。輪切りにしながら断層がどうなっているかを把握すること

ができる。大飯のF6 断層がどこからどういうふうにつながっているのかを把握するために、原子力規制委員会が専門委員を選んでトレンチ調査をしたわけですね。でも三次元探査をすれば、地下構造、大飯の F6 断層がどのようにつながっているかは一目瞭然で分かるということです。伊方原発前の中央構造線の評価についても正確に把握できる。ひとつの原発サイトで数億円です。なぜしないのか。なぜ三次元探査をしないで「水平成層」だといえるのか、というのが芦田先生の主張です。先の関電の地下構造の図では、それが三次元でどのように周囲とつながっているのかが分からない。三次元探査をすれば立体構造が分かる。三次元探査をしないで「水平成層」と言えるわけがない。芦田先生は伊方原発訴訟でも意見書を出しておられて、証人尋問にも立たれています。大津地裁の裁判でも意見書を出していただいております。証人尋問にも立っていただくことをお願いしております。地盤構造が正確に分かることを電力会社は恐れているのではないかとすら思えます。これも大きな問題点だと思っています。

■大津地裁での原発訴訟の現在

大津では原告側の主張は概ね終了しています。関電の反論が未了だという状況です。この 4 月に裁判長が交代して、我々は 6 月から証人尋問に入ることを求めているのですが、新型コロナウイルスの関係もあって進行がストップしています。早期の証人尋問を要請しているところです。来春くらいからは証人尋問に入りたいと思いますが、ちょっと無理かもしれません。先が見えない状況です。

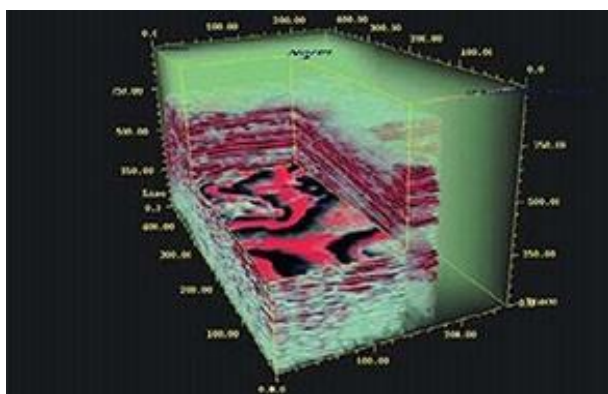
■2021 年の原発問題はどうか

現在係属中の原発差止請求訴訟は、私が把握している限りでは 33 件あ

三次元探査は簡単にできる。

1970年代に石油探査のために開発された技術

第1人者の芦田譲京大教授は、2000年代から政府に対し、
原発敷地で三次元探査をするべきだと提言していた。



三次元探査をすれば、地下構造、大飯のF6断層がどのようにつながっているか、伊方原発前の中央構造線の傾斜等、正確に把握できる。数億円です。なぜしないのか。なぜ三次元探査をしないで「水平成層」だといえるのか？

二次元探査はX線写真、三次元探査はCT写真(芦田譲京大名誉教授)

ります。今年新たに提訴されたのは4件です。関西電力の原発の現状を言えば、今年の 11 月 3 日からは稼働原発はゼロとなっています。

2021 年の予定ですが、関電は老朽原発の美浜 3、高浜 1、2 を 1 月～3 月に動かそうとしています、今のところ福井県知事が慎重姿勢ですし、昨日の大阪地裁判決の影響もあってくろみ通りにはいかならないと思います。

裁判の関係では 3 月 11 日に玄海原発の判決があります。この訴訟は昨日勝訴した大阪の弁護士グループがやっている裁判で、バラツキ問題についても同じ主張をしています。今まで九州での裁判は良い結果

が出ていないのですが、大阪地裁判決の影響が良い意味で反映されることを期待しています。

それから注目すべきは 3 月 18 日の東海第 2 原発訴訟判決です。これも美浜 3、高浜 1、2 と同様に老朽原発です。水戸地裁の担当裁判官は非常に意欲的に審理に取り組んでいるということで、弁護士からはかなり期待できるとの感触を聞いています。

ここで国内の古い原発を順番に並べてみました(下表参照)。色塗りは既に廃炉が決まっているものです。白色はまだ決まっていないものです。古い順番に高浜 1、高浜 2、美浜 3、東海第 2 というふうが続いているわけです。来年 3 月東海第 2 で運転差止めが認

順位	原発サイト	号機	事業者	運転開始	年数 (2020.12月現在)
1	敦賀	1	日本原電	1970.03	50.09
2	美浜	1	関西電力	1970.11	50.01
3	福島第一	1	東京電力	1971.03	49.09
4	美浜	2	関西電力	1972.07	48.05
5	島根	1	中国電力	1974.03	46.09
6	福島第一	2	東京電力	1974.07	46.05
7	高浜	1	関西電力	1974.11	46.01
8	玄海	1	九州電力	1975.01	45.11
9	高浜	2	関西電力	1975.11	45.01
10	福島第一	3	東京電力	1976.03	44.09
11	美浜	3	関西電力	1976.12	44.00
12	伊方	1	四国電力	1977.09	43.03
13	福島第一	5	東京電力	1978.04	42.08
14	福島第一	4	東京電力	1978.10	42.02
15	東海第2	2	日本原電	1978.11	42.01
16	大飯	1	関西電力	1979.03	41.09
17	福島第一	6	東京電力	1979.10	41.02
18	大飯	2	関西電力	1979.12	41.00
19	玄海	2	九州電力	1981.03	39.09
20	伊方	2	四国電力	1982.03	38.09
21	福島第二	1	東京電力	1982.04	38.08
22	福島第二	2	東京電力	1984.02	36.10
23	女川	1	東北電力	1984.06	36.06
24	川内	1	九州電力	1984.07	36.05
25	高浜	3	関西電力	1985.01	35.11
26	高浜	4	関西電力	1985.06	35.06

許可

許可

許可

許可

再稼働

再稼働

再稼働

められると、上の 3 つもそう簡単には動かせないということになってくるでしょうし、この老朽原発が動かせないということになると 24 番目からは 40 年に近づいている原発がぞろぞろありますので、その中でも九州電力の川内 1 は 4 年を切っています。あと 3 年半くらいで 40 年になりますので、高浜 3、4 も含めてどうしようかということ電力会社は既に考えていると思います。そういう中でこの 4 基の運転ができるかどうかは大きな影響があると思います。この 4 基を動かさなければ、日本の原発の先は見えたというふうに言ってよい状況になるでしょう。来年は非常に重要な局面を迎えることになると思います。

老朽化問題では中性子照射脆化とかケーブルの問題とかが中心的な問題ですが、最近高浜と大飯で配管あるいは伝熱管の損傷が発見されたということは大きな問題だと思います。まだ 40 年に達していない高浜 3、4 そして大飯 3 でこれだけ見つかるということになれば、40 年経過している原発では見つからない傷やら減肉があつて当然だということになる。この問題も老朽原発を止める要素になるのではないかと思います。

■その他の様々な問題

原発の稼働には直接関係ありませんが、汚染水の海洋流出問題があります。トリチウムは無害であって単なる風評被害の問題だというイメージが浸透していますが、これは実害の問題であることをいろんな場で訴えていく必要があると思います。それから汚染土(8000Bq/m³ 未満)の全国への拡散は環境省が来年も進めていくと思うので注目です。小児甲状腺がんの患者は確実に増加しているし、県民健康調査のがん検診の縮小問題の行方も重要な問題です。福島県を中心とする関東・東北のがんの増加なども着目する必要があります。それから住宅問題もまだ続いています。今、福島県が明け渡しの裁判を起こしているのは 4 人です。それから明け渡しの裁判まではなっていないけれど、明け渡すまで賃料の 2 倍の額を払えという請求をずっと受けている世帯が 30 数世帯あります。

どこかのタイミングで福島県は裁判を起こしてくると思いますけれども、にらみ合いの状態です。住宅問題はまだ続いていることも認識しておいていただきたいと思います。それから、セシウム含有不溶性放射性微粒子のリスク問題というのが徐々に知られてきているとは思いますが、まだまだ一般に広く知られていません。最近ではこの汚染土を農地に使うという実験栽培が始まっています。これは今まででもあって、それは耕土 20 センチを覆土して農地で使うということだったのですが、今回はそのまま覆土をせずに使うという方法です。覆土をしなくても、放射能レベルが限度(100Bq/kg)を超えていない野菜が収穫できたというのですね。だからもう汚染土の上でそのまま農業をしても良いのだというふうに環境省は持っています。汚染土に覆土しなければ放射性物質は舞い上がるわけで、不溶性微粒子を呼吸に伴って体内に取り込めばこれは健康上の大きなリスクになります。これも何とか止めさせなければいけないと思っています。

そして最後に今後注目すべきことですが、まず関電の裏金還流問題。これは既に捜査が始まっています。コロナ問題で大阪地検の動きが見えていませんけれども、受理した以上はそれなりの捜査はしているはずです。それをバックにして老朽原発再稼働断念に向けてどこまで押し込めるかということがポイントになります。それから東海第 2 原発訴訟判決が水戸地裁で 3 月に出ます。それから昨日の大阪地裁判決の波及効果がどれだけあるかです。おそらく原子力規制委員会は新規規制基準の変更を画策してくると思います。以前火山ガイドが不合理だと判決の中で言われたら、火山ガイドを変更してきました。今度のバラツキの問題についても基準自体を変更してくるんだと思います。それを許さないための運動も必要になってくるだろうと思います。いずれにせよ、昨日の大阪地裁判決を原発の終わりの始まりにするという心意気で皆さんと共に脱原発の問題に取り組んでいきたいと思っています。



Q&A 質疑応答(Aは井戸先生です)

■美浜3号を何とかできないか？

Q:老朽原発の美浜3号機で再稼働が行われようとしていますが、関電の安全対策工事が終わったということで、行政・議会・町民も浮かれたように「再稼働！再稼働！」と言っているのですが、裁判の状況を見ますと美浜3号機に関わる訴訟は少ないように思われるのですが、さらに新たな裁判を起こした方がよいのかどうか。

A:美浜3号についての裁判は今、2つしかありません。ひとつは名古屋地裁で行われている行政訴訟です。高浜1、2も含む老朽原発を対象とした行政訴訟。それから大津地裁での裁判も美浜3号を対象にしています。ただいずれも本訴ですので、判決まではまだかなりかかります。今回の再稼働に合わせて裁判所からの判断が出るということにはなっていません。ですから美浜3号について緊急に司法の力で止めようということであれば、民事の仮処分を起こすという方策は残されています。仮処分というのはこれまでもいくつも例がありますが、申立人(債権者)になった人にはそれなりのリスクもあるし、それなりの覚悟をもってやっていただかないとできないことですが、こういう局面ですのでそういうことも検討しても良いのかもしれない。

■美浜3号直下のC断層は問題あり！

Q:美浜3号機の直下に破碎帯と言われる地下構造があるのですが、この下にC断層の震源断層が4キロくらいのところにあって、規制委員会は地下3キロで震度を出せと言っているのですが、そこで大きなエネルギーが解放されたときにどう考えても地表にまで伸びている断層が動かないとは言えないのでは、と思うのですが…裁判でもそういうところから攻めていくのが良いのでしょうか。

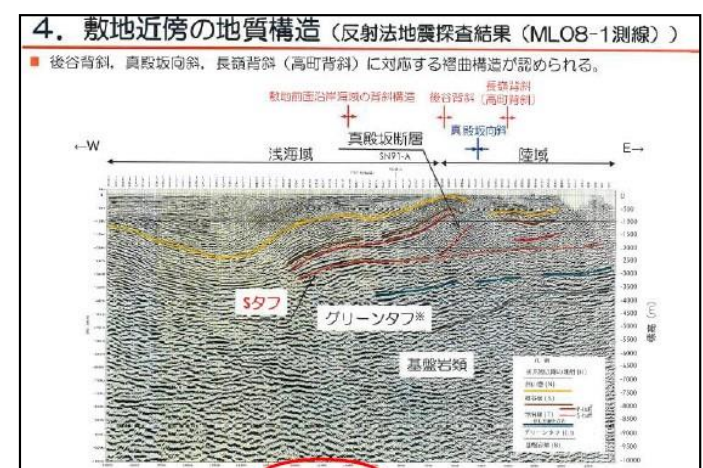
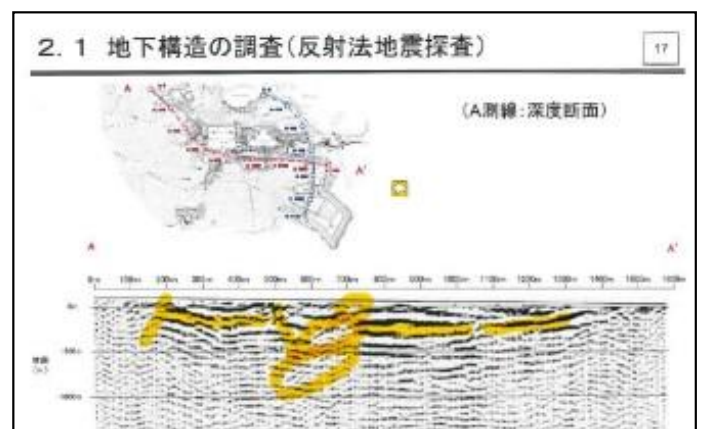
A:結局C断層は美浜3号機直下にあるのだけれども、その露頭のところが原発敷地から外れているから問題ないというのが規制委員会の言い分ですが、熊本

地震で地表が動くのは活断層が露頭に上がってきているところだけではなくて、その周辺の数キロの間でやはり地盤が動くんだということが分かっているのです。であればC断層が直接地表に現れるところが敷地とずれていても、原発敷地内でも地盤が動く可能性は十分あるのです。そもそも地盤が動くとなると揺れ以前の問題で建屋がもたないということになりますから、そのご指摘は非常に重要な問題だし、熊本地震の経験を踏まえるならば十分に主張できる問題点だと思います。

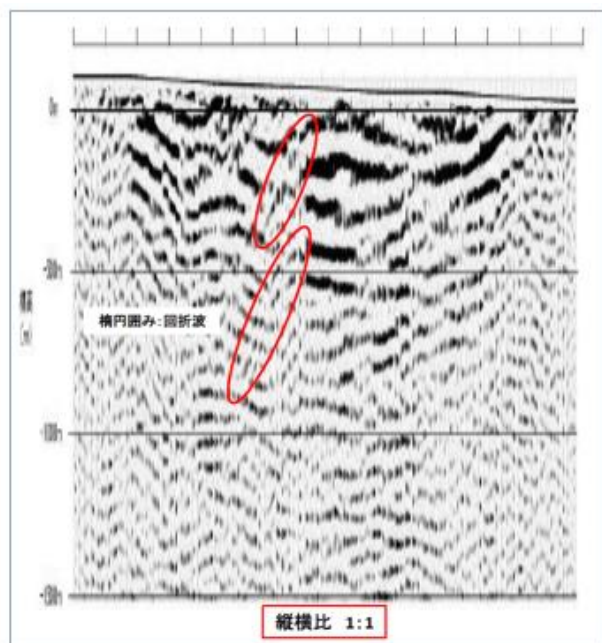
■大津地裁で関電が地下構造の縮尺を操作！

Q:大津地裁で行なわれている裁判で、関西電力が「地下の顕著な褶曲構造」について地下構造の断面図を横に引き延ばした件について、詳しく説明をお願いしたいのと、その後の関西電力からの対応等の経緯について教えていただけますでしょうか。

A:そのスライドは実は用意してありまして、次の図が



関電が準備書面を出してきたものです。上の図は大飯の反射法地震探査の図です。褶曲がうねっているとはいえ、そんな大したことはないように見える。下の図が柏崎・刈羽原発の地下の褶曲のうねりなんですけれども上の図よりは大きくうねっているようにみえますよね。準備書面でどう書いてあったかというと、「柏崎刈羽の反射法地震探査の結果を見ると、非常に大きく畝っており、顕著な褶曲構造を呈している。大飯の反射法地震探査結果では、原告らが主張する畝り等が地震動を顕著に増幅させるような大きいうねりではない。」とあるのです。私もそれはそうなのかなと思ったのですが、京都大学の赤松先生が気が付きました。これは縮尺が違いますよ。縦横比が柏崎・刈羽原発は 1:1、大飯は 1:4 なのですね。それで大飯を 1:1 にしたらどうなるか。下の図です。これは柏崎・



刈羽原発以上に大きく畝っているようにみえます。こういう姑息なことを関電はするのですね。これは法廷で強く主張しました。それに対する関電の反論は今のところありません。

■「執行停止」決定の心理的ハードルは低い！

Q:昨日の大阪地裁の勝訴判決は大飯 3、4 号に特有の問題ではなくて、福井県の関西電力の他の原発の安全性の根幹を揺るがす内容を含んでいると思います

すが、それをどう生かしていくか、全国レベルでどう展開していくのが課題になると思うのですが、ただ福井県若狭地方の原発はこの基準地震動の問題だけではなくて、再稼働に向けて特重施設の問題とか厳しい条件が付されているわけですが、杉本福井県知事が中間貯蔵施設の県外立地が明示されない限りは老朽原発の再稼働については議論にすら入れないと表明していますので、当面は大飯 3、4 号そのものも稼働するという条件にないのかもしれないのですが、今こういう判決が出た中で、確かに本訴と仮処分では違うものですが、関電が直ちに控訴して、大飯 3、4 号を強引に動かすということに対して横車を押すための何等かの法的手段としてどのようなことが考えられるのか。ある人から「執行停止」というやり方があると聞いたのですが、その辺のところをお伺いできますでしょうか。

A:処分取り消しの行政訴訟を起こしたときに、処分が取り消されるまでの間は被告は自由にその処分に従った行動ができますから、それによって取返しがつかない損害を被る恐れがある場合には、裁判所に判決が確定するまでは処分の効力を停止しろという申立てができるんです。これを執行停止といいます。執行停止決定が出れば、国による設置許可処分の執行が停止されますので、設置許可処分を前提とする行為ができなくなります。つまり関電は原発を動かすことができなくなります。国は控訴すると思いますが、控訴すれば執行停止の申立てをすることは私は有力な手法として考えられると思います。既に認容判決は出ているわけですから、裁判所にとっては執行停止の決定を出す心理的ハードルは低いと思います。

■ばらつき問題を周囲にアピールしよう！

Q:国側は控訴に向けて動くと思うのですが、私たちはどういう動き方が可能性としてありますか。

A:控訴如何にかかわらず、バラツキの問題は基準地震動に直結する大きな問題ですので、こういう問題があるということを市民の皆様に広く知ってもらうことは大事だと思います。特に高浜 1、2 及び美浜 3 の再

稼働が迫っている時期に、地元の人たちにこういう問題がありますよ、それでも再稼働するんですか、とアピールしていくことだと思います。

■ばらつき問題は大阪以外に適用可能か？

Q:その老朽原発の高浜 1、2 と美浜 3 については、このバラツキの問題は直ちに適用できるものなのでしょうか。

A:全く同じ問題をそれぞれ抱えています。

■「執行停止」は民事の仮処分のようなもの？

Q:行訴で処分の執行停止ができるということなのですが、これは民事訴訟における仮処分みたいなものなのでしょうか。

A:イメージとしてはそうです。仮処分と同じようなものです。判決が確定するまでの間に、損害が生じると取返しがつかないので、それまでは止めてくれということで、行訴の執行停止も民事の仮処分も一緒です。

■ばらつき問題を広めよう！

Q:昨日の大阪地裁判決の原告団共同代表の小山さんからメールが来ていまして、「判決によって法的に原発が止まるということはないのですが、地元の自治体の判断への牽制として働くと思われまます。福井県、高浜町、美浜町へ出かけたいと思っています。」と言っています。やはりこの判決を活かしているいろんなところに働きかけをすることができるかなと思いました。

A:そうですね。まずバラツキと言われても、世間一般の人は何のこと？という感じなので、どういうことなのかについて理解が広まる、市民の幅広い認識にしていけることが大事かなと思います。

■ばらつきを争点にした訴訟を！

Q:名古屋地裁での裁判で、弁護団の中の地震班の一人として裁判で主張してきたわけですが、我々の主張が認められたということでは本当に画期的な判決だと思います。福井の方でも弁護士の方に集まっていたいて、裁判の会としても何らかのアクションが起

こせたらと思っています。良い裁判官に巡り合えば、必ず勝訴判決が得られると確信していますので、各地で同様の訴訟が起こればよいなと思っています。感想です。(End)

▼編集ノート：今回の井戸先生のお話はいかがでしたでしょうか。前日の大阪地裁判決について、急きょ半分近い時間を割いてわかりやすい説明をしてくださいました。井戸先生には、心より感謝申し上げます。さらにトリチウム水海洋放出、小児甲状腺がん、避難者の住宅問題、汚染土中の放射性微粒子の問題などにも触れられて、その目配りの広さにも驚かされました。井戸先生のことを取り上げたある雑誌に「(他の)弁護士も断るようなやっかいな事件にも臆することなく丁寧に対応し、期待される役割には力の限りを尽くして応え、走り続ける井戸氏」という描写がありました。2 時間弱の短い間で、Zoom 学習会を通して原発問題への理解もさることながら、言葉の端々からほの見えるその真摯な姿勢からも学ぶものがあつたような気がいたします。▼1 月中旬、編集子の住む福井市郊外は 1m を超える雪に埋もれ、4 日間にわたりクルマでの脱出ができませんでした。こんなときに原発の事故が起きたらどうするの？▼最後に井戸先生のお話の最後の部分に関わるパワーポイントスライドを紹介します。(編集子)

今後の注目

- ・ 関電の裏金還流問題をバックに、老朽原発運転断念に向けて、どこまで押し込めるか。
- ・ 2021年3月東海第二訴訟判決(水戸地裁)
- ・ 大阪地裁判決の波及効果如何
- ・ 原子力規制委員会は、新規制基準の変更を画策してくる。それを許さないために何ができるか。
- ・ 大阪地裁判決を、原発の終わりの始まりにしよう。

注目